

熊本市・富合町 合併協議会だより

第6号

2007.12 Vol.6

CONTENTS

- 第8回合併協議会開催状況……………2
報告事項・承認事項……………2
- 第9回合併協議会開催状況……………2
承認事項……………2
- 第10回合併協議会開催状況……………3
承認事項……………3
- 合併協定調印式……………4

井樋橋(いびばし)と五高記念館

熊本市・富合町両議会で合併関連議案を可決

合併までの流れ

合併協定書への調印
(平成19年10月31日)

富合町議会の議決
(平成19年11月1日)

熊本市議会の議決
(平成19年11月6日)

県知事への申請
(平成19年11月7日)

県議会の議決・
知事の決定

総務大臣への届出

総務大臣の告示

新市の誕生
(平成20年10月6日)

第8回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年10月2日（火）
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「一部事務組合等の取扱い」について会長へ報告がありました。

また、前回提案と継続審議となった7件の協議項目のうち5件が承認されたほか、今回は5件の協議項目が提案（第9回協議会参照）されました。



報告事項

▼第6回議員専門部会報告

1 協議第15号 一部事務組合等の取扱い
については、関係団体との協議の結果を踏まえ、協議会に報告しました。

承認された項目

▼協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い

○合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併

ました。
協議第14号 事務組織及び機構の取扱い
○熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行います。
富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずるものとして承認されました。

協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その4-1）

■認定農業者協議会補助金
○継続審議となっていました。合併後5年間は現行どおり存続し、その間、関係機関と調整を図ります。その後については、熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

第9回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年10月12日（金）
ところ KKRホテル熊本

前回提案と継続審議となっていた5件の協議項目が承認されたほか、今回は2件の協議項目が提案・一部再提案（3〜4ページの第10回協議会参照）されました。

承認された項目

熊本市が当分の間
宇城広域連合に加入します

▼協議第15号 一部事務組合等の取扱い

○関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■一部事務組合

熊本市・富合町
熊本市町村総合事務組合及び熊本市
市町村職員共済組合については、富合町
が合併の日の前日をもって当該組合から
脱退し、その事務を熊本市が行います。
●富合町が加入している一部事務組合
（共同処理する主な事務）

熊本市町村総合事務組合
①職員の退職手当に関すること
②消防団の損害補償等に関すること

③水防団の損害補償等に関すること
④公務災害に関すること
⑤住民の交通災害見舞金に関すること
⑥自治会館の運営等に関すること
熊本市町村職員共済組合

①共済関係の事務に関すること
■広域連合

宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退しますが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入します。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行います。
●富合町が加入している広域連合
（共同処理する主な事務）

▼協議第11号 合併市町村基本計画

○「熊本市・富合町
新市基本計画
（案）」については、
提案のとおり承認
されました。
※詳しくは、合併協
議会ホームページ
をご覧ください。



▼協議第13号 条例、規則等の取扱い

○合併後の条例・規則等は、熊本市の条例・規則等を適用します。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行うものとして承認され

宇城広域連合

- ① 広域連合の運営
 - ② ふるさと市町村圏計画に関すること
 - ③ 介護認定審査会に関すること
 - ④ 介護給付費等の支給審査(障害者(関与))
 - ⑤ 消防に関すること
 - ⑥ し尿処理に関すること
 - ⑦ ごみ処理に関すること
 - ⑧ 火葬場の運営等に関すること
- 事務の委託
富合町に係る熊本県への事務の委託(公平委員会の事務)については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行います。



▼協議第27号 消防防災の取扱い(その3)

- 次のとおり取り扱うものとして承認されました。
- 常備消防
合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入します。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置します。
- 非常備消防(消防団)
合併時に熊本市の制度に統合します。富合町の消防功労金については廃止します。
- 消防団運営交付金
合併時に熊本市の制度に統合します。

▼熊本市消防団運営交付金

交付の対象	交付金(年額)	
団本部	770千円	
分団	260千円	
部	21人未満	40千円
	21人以上31人未満	50千円
	31人以上41人未満	60千円
	41人以上51人未満	70千円
	51人以上61人未満	80千円
	61人以上	90千円

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その4)

- 緊急通報体制等整備事業
○ 富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間(平成21年5月まで)満了後、熊本市の制度に統合するものとして承認されました。
- 消防水の取扱い
今後の消火栓の整備は、熊本市水道局の上水道整備に合わせて実施します。既設の消火栓の引き継ぎについては、合併前に消火栓を富合町の所有にするものとし、合併後に新市に引き継ぐものとします。

▼協議第32号 清掃事業の取扱い(その2)

- 廃棄物の処理及び清掃
■ ごみ収集事業
○ 熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入しますが、加入している期間は現行制度を存続します。宇城広域連合から脱退した場合は、熊

本市の制度に統合するものとして承認されました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い

○ 両市町で同一または同種の補助金等に

については、原則として合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとして承認されました。

第10回 熊本市・富合町合併協議会開催
すべての合併協議を終了

とき 平成19年10月23日(火)
ところ KKRホテル熊本

専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併の期日」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「地域自治組織の取扱い」について会長へ報告があり、これらについて協議が行われ承認されました。また、前回提案と継続審議となっていた3件が承認されました。これで、すべての協議項目の協議が終わりました。

承認された項目

平成20年10月6日
新「熊本市」が誕生します

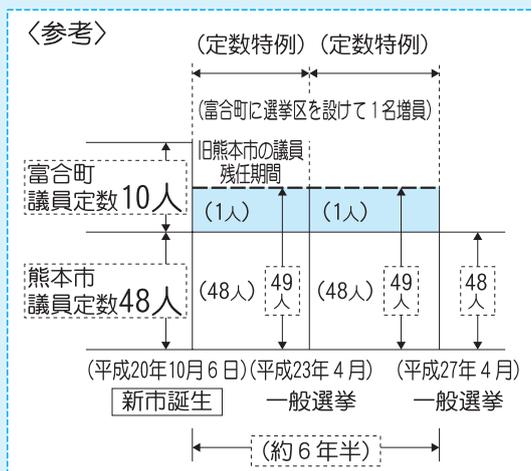


▼協議第2号 合併の期日

○ 合併の期日は、平成20年10月6日とするものとして承認されました。

▼協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

○ 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用



また、合併後最初に行われる一般選挙においては、同法第8条第5項の規定(定数特例)を適用するものとして承認されました。

▼協議第8号 地域自治組織等の取扱い(その2)

○第5回合併協議会において、「富合町合併特例区」を設置することが承認されましたが、今回はその規約について承認されました。



●合併特例区規約の主なもの
設置期間 合併の日から5年間
処理する事務

- ・ 公の施設の設置及び管理
 - ・ 区域におけるコミュニケーション関連施策
 - ・ 区域における地域振興イベント及び文化・伝統の継承
 - ・ 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業
 - ・ 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
- 区長 熊本市長が選任(任期は2年とし、再任を妨げない)

▼協議第37号 都市計画の取扱い(その1)

- 都市計画区域
 - 都市計画区域区分
- 継続審議となっていました。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぎます。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機

関と協議するものとして承認されました。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(一部再提案)

○次の承認を受けていた項目について、再提案がなされ、次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 公民館の運営
合併時に熊本市富合公民館として統合します。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置します。
- 公民館使用料
熊本市富合公民館及びホールの使用料については、合併後5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。
- 図書館の施設管理運営
熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については、合併後5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。
- 図書管理の管理
合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合されませんが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。

▼協議第16号 使用料・手数料の取扱い

○住民の一体性の確保や公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料は、原則として合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとして承認されました。

合併協定調印式

平成19年10月31日(水)午前11時からKKRホテル熊本において、合併協定項目を確認するため、幸山熊本市長・村崎富合町長による合併協定書への調印が行われました。

牛嶋熊本市議会議長をはじめ、合併協議会委員全員が立会人として署名されるとともに、潮谷熊本県知事が特別立会人として署名されました。



合併協定書に調印する幸山熊本市長(左)と村崎富合町長(右)



合併協定書



合併協議会委員の皆さん



潮谷県知事と握手する両市町長